

## 食品安全委員会（第999回会合）議事概要

日 時：令和7年10月7日（火） 14：00～14：15  
場 所：食品安全委員会大会議室  
出席者：山本委員長ほか5名出席  
傍聴者：一般23名

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する  
リスク管理機関からの説明について

・ 遺伝子組換え食品等 2品目

*Escherichia coli* K-12 W3110 (pWKL2) 株を用いて生産されたプシ  
コースエピメラーゼ

KY10995/pAM7-122 株を利用して生産された 5-アミノレブリン酸リ  
ン酸塩

→消費者庁から説明

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会で審議することと  
なった。

（2）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・ 薬剤耐性菌「ホスホマイシンナトリウムを有効成分とする牛の注射  
剤（動物用ホスミンS（静注用））」に係る食品健康影響評価に  
ついて

→事務局から説明

本件については、薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおけ  
るものと同じ結論、

「評価対象動物用医薬品が、牛に使用された結果としてハザード  
が選択され、牛由来の畜産食品を介して人がハザードにばく露され、  
人用抗菌性物質による治療効果が減弱又は喪失する可能性は否定で  
きない。そのリスクを推定した結果、リスクの程度は低度であると  
考えた。

薬剤耐性菌については、現時点では詳細な科学的知見や情報が必  
ずしも十分とはいえず、リスク評価の手法についても最新の知見を  
踏まえた見直しを随時行うことが重要と考えるため、国際機関にお  
ける検討状況等を含め新たな科学的知見・情報の収集が必要であ  
る。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知  
することとなった。

- ・ 動物用医薬品「いのしし用の国産豚熱経口生ワクチンを摂取したいのししに由来する食品の安全性」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件については、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、

「本製剤が適切な製造管理及び品質管理の下で製造が行われ、適切に使用される限りにおいては、本製剤を摂取したいのししに由来する食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えた。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。